

## WTOの紛争解決に関する了解

藤原 貞雄

はじめに

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 GATT22条と23条     | 2 慣行的紛争処理手続の実体化 |
| 3 紛争解決機関DSBの位置    | 4 DSBの運営と一般的規定  |
| 5 DSBの紛争解決プロセス    |                 |
| (1) 協議と斡旋その他の手続   | (2) 小委員会の任務と構成  |
| (3) 小委員会への付託事項と手続 | (4) 中間報告と最終報告   |
| (5) 上級委員会の機能      | (6) 勧告・裁定とその監視  |
| (7) 代償と対抗措置       |                 |

おわりに

### はじめに

WTOの紛争処理制度は、貿易摩擦に理性的に対処する仕組みとして實際上重要であるばかりでなく、国際法上も大いに注目に値する。多くの国際貿易紛争がこの紛争処理制度によって処理されており、国際的な紛争処理制度としてこれほど有効なものはあまり他に例がないといってよいからである。

岩沢雄司『WTOの紛争処理』212頁。

歴史的事実として書き留めておかねばならないのは、ほとんどのGATT参加国は既存の自発性、遅延そして妥協に基づく紛争解決慣行を変えることに強い拒絶反応を示したということである。つまりWTO紛争解決システムはほとんどのGATT参加国が望まなかったものであるということが出来る。これらの国は、それ以上に好ましくない状況（つまり米国による一方的な貿易対抗手段）を避けるために（紛争解決システム強化に）合意したわけである。

リン・S・プリース／ベーカー&マッケンジー法律事務所  
（『国際法務戦略』Vol.VIII-11, 34-5頁。）

ガット締約国間では義務と権利をめぐって頻繁に摩擦が生じたが、従来ガットは有効で信頼に足りる迅速な紛争処理機関・手続きを備えていたとは言い難かった。これが、米国等が国内法に基づいて一方的措置を発動する理由の一つになっていたことは周知の通りである。ウルグアイ・ラウンドが採択した「紛争解決に係わる規則及び手続に関する了解」Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes, (以下、了解またはDSU)は、WTO協定の不可分の一部(協定付属書二)でありすべての加盟国を拘束する<sup>1)</sup>。了解はWTOの諸協定をめぐる紛争解決のための統一的な規則手続であって、これが加盟国によって遵守されるか否かによってWTOの命運が決まるといっても過言ではない。

常設の紛争解決機関Disputes Settlement Body (以下、DSB)が設置され、了解によって小委員会・上級委員会の二審制によって仲裁裁判所的な機能と信頼性を強化したことは、WTOの新たな紛争解決の特徴といってもよい。また了解は紛争処理手続のそれぞれに期限を設け、決定の有効性・迅速性を高めただけでなく、対抗措置の発動条件についても詳細に規定し、紛争拡大を防ぐ努力を行っている。発展途上国への配慮も欠かしていないことも同様である。

他方で、WTOは、モノ、サービス、知的財産権など広範な協定を擁しているので、DSBが取り扱う紛争は増加している。また協定違反によらない紛争についてDSBに判断が求められる例(非違反申立)<sup>2)</sup>も増えている。それは、競争政策や制限的商慣行をめぐる国家主権対国際機関たるWTOとの関係を如何に処すかという古くて新しい問題を再び浮かび上がらせている。<sup>3)</sup>

1) settlement of disputeは紛争解決あるいは紛争処理と訳されている。了解の政府公式訳が前者になっているだけで「解決」というか「処理」というかは人によって用い方はまちまちである。どちらかといえば前者が解決という目標にニュアンスが込められているのに対して、後者は解決に至らぬ場合も想定した客観的ニュアンスが強いように思われる。WTO以前では紛争処理という使い方が一般的だったようである。本稿では、WTO以後については公式訳をそのまま準用している。

2) 宮野洋一(1999)「WTO紛争処理の限界—いわゆる「主権事項の意味—」」『日本国際経済法学会年報』第8号、106-124頁参照。

本稿では、WTOの紛争解決のための規則手続を概観し、問題点の所在を明らかにすることを主眼とする。

## 1 GATT22条と23条

ガット<sup>4)</sup>は、締約国団間の紛争に関しては、当事国間での協議を通じた紛争処理を優先し、これで解決が得られなかった場合にはじめてガットの中で検討することを基本的な考え方としていた。それがGATT第22条及び第23条に示されている。WTO以前のガットもそして現在のWTOも関連協定における紛争処理の出発点は両条である。

第22条では、各締約国は、GATTの運用に関して他の締約国が行う申立に対して好意的な配慮を払い、その協議の機会を与えなければならないとされている(22-1)。他方、締約国団<sup>5)</sup>は、いずれかの締約国の要請があれば、協議によって満足しうる解決が得られない事項について、当該国と協議することができる(22-2)。

つまり22条は、締約国は損害のあるなしに関わらず、協議申立ができ、協議を申し立てられたら協議に応じる義務があるとしているわけであるが、損害があれば23条に依拠するであろうし、紛争(損害)の未然防止の協議であれば、22条に依拠しなくとも、正常な外交関係があればそうした2国

3) 高橋岩和(1997)「WTOの競争政策」上下、『貿易と関税』1997年4月号、48-58頁、6月号、44-51頁。小寺 彰(1996)「国際コントロールの機能と限界—WTO/GATT紛争解決手続の法的性質—」『国際法外交雑誌』95巻2号(1996年6月)、1-34頁、参照。

4) 本稿では協定それ自体をさす場合はGATTと表現し、WTOの基本協定たるGATTをとくに明確にする必要がある場合は「1994年のGATT」と特定する。協定および締約国団、理事会その他などからなる組織をさす場合をガットとカタカナで表現している。条項は(1-1)のように記す。

5) 締約国団CONTRACTING PARTIESは、当初予定されていた唯一の制度的機関(O・ロング著/落合淳隆・清水章雄訳(1989)『ガットと経済摩擦』敬文堂、47頁)だった。その権限は後(1960年)に認められたガット理事会に託された。理事会はほぼ毎月開かれ、ガットの日常的な運営を行った。理事会メンバーには、締約国が望めばなれた。ほぼ3分の2の締約国が理事国になった。岩沢雄司(1995)『WTOの紛争処理』三省堂、7頁。

間協議は行いうると考えられる。実際、22条による申立例は少なく、次の23条による申立が普通である。

第23条では、締約国は、(a) 他の締約国のGATT義務の不履行、(b) 「この協定(GATTを指す)に抵触するかどうかを問わず」他の締約国が執った何らかの措置(c)、その他何らかの状態the existence of any other situationの結果として、GATTに基づいて直接または間接に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はGATTの目的の達成が妨げられていると認める場合には、その問題について満足しうる調整を行うため、関係のある他の締約国に申立あるいは提案をすることができる。申立あるいは提案を受けた締約国はそれに対して好意的な配慮を払わなければならない(23-1)という義務が規定されている。したがって23条による協議申立は、「利益の無効化もしくは侵害nullified or impaired」、「GATTの目的達成妨害」という結果(両者或いは両者のいずれか一つ)を必要とする点で、22条とは異なっている。前者(結果)は自国の損害であるが、後者は自国の損害とは限らない。締約国の一員としてそのように認識すれば十分である。そうした結果を生む要因として(a)(b)(c)があげられているので、要因別に申立を分ければ(a)違反申立、(b)非違反申立、(c)状態申立とすることができる<sup>6)</sup>。

このように23条による申立は、広範な結果と要因を許している特徴をもつが、岩沢(1995)の紛争事例研究によれば、申立の大半は自国の利益の無効化・侵害を結果とするものであって、目的達成妨害だけを結果とするものはわずかであった。また要因別では違反申立が最も多く、非違反申立は行われる例は少なく、申立の成功例はまれであった。しかし岩沢がいうように、非違反申立は、WTOが十分に実体法化し得ていない問題を取り

6) (b)が非違反申立とされるのは、協定に抵触していれば、当然(a)に含まれるから、残るのは協定に抵触しないケースだけだからである。(c)状態申立は、不況等によって輸入需要が減退し、関税譲許などの義務を一時的に停止することによって締約国間の権利義務関係の均衡を回復する事を想定したものである。ただし、状態申立の例はきわめてわずかであった。GATTの他の例外条項やエスケープ条項の援用が可能だからである。岩沢(1995)76-77頁。

上げることが許しているため、今後増加する可能性もある<sup>7)</sup>。

## 2 慣行的紛争処理手続の実体化

ガットの紛争処理の本格的な手続は、当事国間協議が成功をおさめなかった時点から始まる。第23条では、妥当な期間内に関係締約国間に満足する調整ができなかった場合には、その問題を締約国団に付託することができ、困難が前項(c)に該当する場合も同様に付託できるとされている(23-2)。他方、締約国団は、問題をただちに調査し、関係する締約国に対して適当な勧告又は決定ruling on the matterを下さなければならないし、事態が重大であるためそのような措置が正当と認める場合には、申立国が、他の被申立国に対して適当な範囲のガット上の譲許concessionsその他の義務の適用停止を許可することができる(23-2)。そして被適用国は、停止措置がとられた後60日以内に、ガット脱退の意志を通告し、脱退通告書受領日から後60日目に効力を生じるとされている(23-2)。

上述の規定だけでは実際の紛争処理は不可能である。ではどのようにしてきたかといえ、*「ガットにおける紛争処理は、主として慣行の積み重ねによって発達してきた制度」*<sup>8)</sup>と特徴づけられるように、締約国団への付託と進んだケースへの実務的対応の積み重ねが1979年11月の東京ラウンド終結時の「通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解」(以下、1979年了解)に至り、さらに15年後にWTOの上述「了解」に結実したのである。その過程には、23条による申立を非友好的敵対行為とみなす時期さえ含まれるとされるが、ごく簡単に述べればつぎのようになる<sup>9)</sup>。

当初(1950年代前半まで)は、付託つまり裁定申立を受けた締約国団議

7) 岩沢(1995) 81-84頁、参照。

8) 岩沢(1995) 18頁。

9) 岩沢(1995) 第2章「WTOにおける紛争処理の発展」参照。

長は、紛争当事国及び他の中立国を含む「作業部会」working partyを立ち上げさせ、外交交渉による決着を促進した。この作業部会は間もなく(1952年)後のパネルpanelつまり小委員会に変貌する。各国の代表者が国家として参加し、外交的合意を図るための機関から、紛争当事国以外の市民である当該問題専門家が個人として紛争に法律的観点から判断を下す「裁判」的機関に変わっていったのである。これはガット事務局が慣行的にその方がベターとして主導した変革であった。1955年には小委員会方式提案はガットに過度の司法的責任を負わせかねないとして締約国団によって否定された。したがって小委員会については明文規定はなかった。しかし1966年には締約国団が発展途上国の紛争処理手続について特別の配慮を行うことを含む「第23条に関する手続き」(1966年4月5日)を採択し、小委員会方式を認めた。この決定には処理手続に期限を設けるなどの改善をも含んでいた。小委員会に係わる手続も慣行的に次第に整備されて、上述1979年了解で公認に至る。

東京ラウンドでは、1976年11月から貿易交渉委員会の下にガットのフレームワークを検討するグループを設置した。その一つが紛争処理規則手続の検討を行ない、いわばガットの紛争処理規則手続の「憲法的枠組み」(岩沢)を構築した。それは1979年了解として結実したが、ガット関連諸協定を律する統一的な手続や紛争解決機関の設置の合意は得られなかった。

しかしラウンドで非関税措置の除去低減を目的に9つの任意協定(コード)が主に先進国間で結ばれたことが、統一的な紛争処理手続の必要を迫る契機となった。なぜなら、協定の紛争処手続に統一性がなく「細分化」されたために、手続問題自体が新たな争点となる事態や依拠する協定の選択次第で紛争処理の有利不利が違ってくるといった事態、処理手続への信頼性の低下が必然的に生まれたからである<sup>10)</sup>。この後、ガットの紛争処理手続は、「ガット閣僚宣言」(紛争処理該当部分)(1982年11月)、「ガット総会決定」(1984年11月)、「ガットの紛争処理に関する規定及び手続きについての改善」(1989年4月)を経て、司法化の性格を強めると同時に決定方式の

改善, 決定に要する期間の厳格化を行い, 紛争処理の迅速化を計り, 信頼性の強化をはかった。ウルグアイ・ラウンドで「了解」に早く達したのは, こうした長い過程の結果であって, ラウンド交渉によって突如得たものではなかった。

### 3 紛争解決機関DSBの位置

上に述べたように, ガットは長い歴史の過程で紛争処理の手続を慣行的に形成してきた。ウルグアイ・ラウンドで世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が締結され, 了解が成立した。それは, この時点での慣行の集大成であったといえよう。

それを最も鮮明に示したのが, 了解に基づいて紛争解決機関DSBを設置したことであった。ガットは, それが実質的に有力な国際経済機関に成長した後も, 形式的にはGATTの暫定的適用に関する議定書を承認しあった締約国団が事務局を国連(流産したInternational Trade Organizationの設立のための暫定委員会)に委託して運営する非機関的形態を取らざるを得なかった。この時期には, 紛争処理を慣行的にいくら積み重ねたところで常設の紛争処理機関を備え得ないのは当然であった。しかしWTOが国際経済機関として設立されたからには, それがルールする対象協定<sup>10)</sup>に関する紛争の常設処理機関を設置しようとすることは同様に自然であった。その所産がDSBであることはいうまでもない。

DSBはWTOによって予算を措置され(マラケシュ協定7条), 国際公務員からなる事務局をもつ。事務局の任務も広範で, 小委員会に対する歴

10) J. H. ジャクソンは, 東京ラウンドのもたらした「最も顕著な特徴は, ささまざまな協定に基づく紛争処理のバルカン化または分裂である」と指摘した。彼はガット体制のバルカン化の矯正をウルグアイ・ラウンドの基本的課題と考えた。J. H. ジャクソン/松下満雄監訳(1990)『世界貿易機構: ガット体制を再構築する』東洋経済新報社, 40頁。「より有利な実体的ルールを含む協定の下での紛争処理を選ぼうとする」「規範漁り norm shopping」(岩沢(1995) 23頁)をジャクソンは「法廷地漁り forum shopping」として同様に指摘しているジャクソン/松下(1990) 71頁。

史・法律・手続に関する支援(報告の原案作成など)は司法的任務<sup>12)</sup>だが(了解27条1項,以下27-1のように記す),加盟国の要請によって法律上の助言など技術的支援を提供したり(27-2),加盟国の専門家に対する研修を実施する(27-3)などはWTOのいわば法務サービスセンター的任務もある。

了解3条(一般的規定)はWTOの紛争解決制度について、「多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与える中心的な要素である」と重要な位置づけを行い,同制度が加盟国の権利義務の維持,対象協定の国際法上の慣習的規則に従った解釈に資することを理解するよう加盟国に要求している(3-2)。それだけでなく,23条(多角的体制の強化)においては,加盟国がこの了解に従った紛争解決を図らないで,違反・無効化・侵害または対象協定の目的達成が妨げられている等の決定を行なうことを禁じ,小委員会・上級委員会の認定,仲裁裁定に適合した決定を求め(23-2-(a)),譲許その他の義務の停止等の制裁措置をDSBの承認を得ないまま発動することを禁じている(同(c))。つまり加盟国のいわゆる一方的措置<sup>13)</sup>を厳に禁じ,DSBの規則手続きに従った行動のみを強く求めたのである。それは,よく知られているように米国と日欧を中心とする他の締約国との妥協の産物であった。日欧は米国の主張する司法的紛争解決をDSBの基本枠組みとして実体化させるかわりに,米国国内法をDSBに調和させ,一

11) 対象協定は,世界貿易機関協定(マラケシュ協定のこと)及びその付属書一に掲げる全ての強制協定(下記参照)と付属書四に掲げる複数国間任意協定(民間航空機貿易に関する協定,政府調達に関する協定,国際酪農品協定,国際牛肉協定)である。

**付属書一A 物品に関する多角的協定**

(1)1994年の関税及び貿易に関する一般協定,(2)農業に関する協定,(3)衛生植物検疫措置の適用に関する協定,(4)繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定,(5)貿易の技術的障害に関する協定,(6)1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定,(7)1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定,(8)船積み前検査に関する協定,(9)原産地規則に関する協定,(10)輸入許可手続に関する協定,(11)補助金及び相殺措置に関する協定,(12)セーフガードに関する協定。

**付属書一B サービス貿易に関する一般協定**

**付属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定**

12) 1980年代初頭にガットに法務部ができて,事務局は小委員会報告の起案に携わるようになり,小委員会報告の質は格段に向上した。事務局の役割は決定的といえるほど重要である。岩沢(1995)110頁。

方的措置を封じ込めようとした<sup>14)</sup>。米国は、日欧の非司法的交渉主義的紛争解決を排除し、いわば「法の支配」をいっそう進め、他方、政府の一方的措置発動を義務化した国内法を改正し、政府の行動の自由を回復し、外交交渉のイニシアティブ強化の道を選んだといえる<sup>15)</sup>。

ガットの性格をめぐる米国と日欧との基本的な対立点は、GATTを法的義務を定めたものと捉え、それをめぐる紛争は「第三者が裁判的な手続に従ってガットを解釈適用する事によって解決されるべき」<sup>16)</sup>とする米豪加などの「裁判志向主義」と、ガットを交渉の大きな枠組みを設定したものにすぎず「締約国間の明確な権利義務関係を定めるものではない」<sup>17)</sup>とするEU (EC) 日本などの「和解志向主義」の間にあった<sup>18)</sup>。この対立は、DSBの規則手続が「法的安定性と予測可能性が高い裁判的なもの」<sup>19)</sup>になったことによって止揚されたかのようなものである。それはガット成立以来の経験の蓄積として必然的なものであり、その点では単なる米日欧間の妥協の産物といい切るのは過ぎた単純化である。DSBは、「裁判的」に了解もしくは対象協定の定める義務権利規定にしたがって勧告recommenda-

13) 一方的措置とは、WTO等の第三者機関の承認を経ずに、他国の政策・措置に対して、自国の主張するルールに従わせるために相殺・制裁措置等を発動する一連の措置のことである。DSBが一方的措置を禁じうる範囲については国際法と国内法との関連で活発な議論がされている。江藤純一(1997)「WTO/GATTと一般国際法—WTO/GATT対象外の事項に対する「一方的措置」—」、『日本国際経済法学会年報』第6号、114-132頁、参照。

14) 津久井茂充(1995)「WTO紛争処理手続と国内法」、『日本国際経済法学会年報』第5号、158-174頁、参照。

15) 一方的措置を交渉技術と見なしてWTO下の交渉にゲームの理論の応用を主張した議論として、新堀聡(1998)「一方的措置と多国籍間紛争解決メカニズムは両立しうるか—ゲーム理論から見た貿易交渉—」、『商学集志』(日本大学) 68巻2号、1-12頁、参照。

16) 岩沢(1995) 206頁。

17) 岩沢(1995) 207頁。

18) 司法化あるいは裁判志向主義が強まった結果、紛争解決手続における協議前置主義が空洞化し、結果的に紛争解決が自由貿易の擁護から自国企業利益の譲渡へ歪曲されるだけでなく、紛争解決コストを増大させるというのは日本側の一貫した主張である。米谷三以(1997・98)「GATTは何を目指しているのか—貿易紛争処理コスト削減のための一考察—」上中下、『貿易と関税』1997年11月号36-53頁、12月号42-49頁、1998年1月号120-127頁、米谷三以「WTO紛争解決手続の果たすべき役割—司法化に潜む危険性と提案—」、『日本国際経済法学会年報』第8号、16-38頁、参照。

19) 岩沢(1995) 208頁。

tionsまたは裁定rulingsをおこなう(3-4)が、同時に、5条(あっせんgood offices, 調停conciliation, 仲介mediation)において加盟国が斡旋, 調停, 仲介を行うために小委員会手続を停止することや事務局長が職務として紛争解決のために、斡旋, 調停, 仲介に乗り出すことができると定め、25条(仲裁arbitration)においては、当事国が合意して望めば、紛争解決の一定の代替手段として迅速な仲裁手続ができることを定めている。これはDSBの「和解」促進機能を代表しているといえる。このようにDSBは裁判的性格を強化しているが、和解的性格を決して捨てていない。

#### 4 DSBの運営と一般的規定

DSBの運営は、ガットのもとでの慣行を基本的には司法化, 迅速化, 透明化をより強化する方向で受け継ぎ原則化しているといえる。それを若干取り上げれば次のようになる。

DSBは、後に詳述するように小委員会panelの設置, 小委員会・上級委員会Appellate Bodyの報告の採択, 裁定・勧告の実施の監視, 譲許その他義務の停止承認等の強力な権限を持つ(2-1)。もちろんDSBは手続のあらゆる段階で加盟国やWTO理事会, 関連委員会等へ通報の義務を与えられており(2-2), 独走は許されない。

またガットの時代, 紛争処理に時間がかかることがガットへの信頼を弱めた反省から, 了解で定められた手続処理期間を遵守するために, DSBのすべての決定を, 特段に決定方式を定めない限り, ネガティブ・コンセンサス方式で行うことを定めた(2-4)。コンセンサス方式自体は, ガット以来の慣行であるが, ネガティブ・コンセンサス方式と呼ばれるのは, 提案(報告案)に対して反対がコンセンサス(全員一致)にならない限り, 提案が採用される方式を採用したからである<sup>20)</sup>。それはDSBの運営を迅速化したにとどまらず<sup>21)</sup>, 後に述べるように小委員会・上級委員会の報告の採択を担保することで裁判的機能をも強化した点が重要である<sup>22)</sup>。

DSBは、対象協定の義務に違反する措置は、反証がない限り無効化または侵害の事案を構成すると認めるとしている。つまり違反は、他の加盟国に悪影響を与えているという一応の推定*prima facie*が通常存在するとされている。この場合、違反に対して反証をあげる責任は、申立をうけた加盟国側にある(3-8)。この「一応推定の原則」はすでに1960年代初頭来のガットの諸報告では成立しており(岩沢(1995)83頁)、明文化されすぎない。違反はしているが、申立国の利益の無効化または侵害はしていないという反論は成立せず、違反が認められれば、無効化・侵害のあるなしに関わらず違反措置の是正撤回が要求される。この原則の適用は紛争処理の司法化を強め、対象協定の履行確保を支えるものである。

DSBは、DSBへの調停conciliation及び紛争解決手続の要請を対立的な行為と見なすべきではなく、紛争が生じた場合は、全ての加盟国が当該紛争の解決のためにこれらの手続に参加することを求め(3-10)、DSBを国際紛争の道具と見なすことも、またそうした利用の仕方をすることも拒否している。またDSBは、合意できる解決が得られない場合についても、紛争となっている措置の撤回を最初に確保すべきで、代償は当該措置が直ちに撤回できない場合に撤回までの一時的措置にとどめ、紛争相手国に対する譲許その他義務の停止などの対抗措置は、DSBの承認を得て最後の解決手段とする事を求め、紛争処理の敵対化を防ぐことを加盟国に要

20) 以下の2-4注参照。「紛争解決機関がその審議のために提出された事項について決定を行う時にその会合に出席しているいずれの出席加盟国も決定案に対して正式の反対をしない場合はコンセンサス方式によって決定したものとみなす。」DSB shall be deemed to have decided by consensus on a matter submitted for its consideration, if no Member, presented at the meeting of the DSB when the decision is taken, formally objects to the proposed decision.

21) ネガティブ・コンセンサスは、迅速性向上をもたらした以上に、従来のガットの全締約国がコンセンサスを形成して紛争処理にあたるという意味での「ガット全体監視システムの崩壊」をもたらす改悪であるという厳しい批判もある。石黒一憲(1994)『国際摩擦と法—羅針盤なき日本—』, 筑摩書房, 162-4頁参照。

22) 了解における手続不備を残したままで裁判的機能を強化したことが、当初の予測以上の「濫訴」を生みだし、被申立国及びDSBの負担増加、国家主権対WTOという問題を引き起こしているという批判がある。姫野 勉(1997)「貿易紛争の解決手段としてのWTO紛争解決制度の課題」, 『阪大法学』47巻5/6号, 1081-1098頁参照。

請している(3-7)。

DSBは、発展途上国に対しては、特別の手續を採用することを定めている。加盟国は協議にあたっては、「開発途上国特有の問題及び利益に特別の注意を払うべきこと」(4-10)、先進国と発展途上国との紛争の場合は小委員会には「発展途上国出身の委員を含む」べきこと(8-10)、紛争当時国が発展途上国の場合は、協議期間、申立期間の延長を認めること(12-10)、小委員会には途上国に対する「異なるかついっそう有利な待遇」にいかなる考慮が払われたか記載すること(12-11)、発展途上国に係わる勧告・裁定の実施についてはDSBのとりうる措置について追加的考慮を払い(21-7)、貿易に側面だけでなく、途上国経済に及ぼす影響を考慮すること(21-8)等の規定がそれにあたる。また特に後発開発途上加盟国に関しては24条を設け、これらの国に対して他の加盟国が代償要求、譲許停止承認申請を自制することdue restraint(24-1)を求め、DSB事務局長または議長は、後発開発途上国の要請があれば、小委員会設置要請前に斡旋・調停または仲介を行うことを決めている(24-2)。とはいえ、後発途上国を含め途上国は、ガット時代とは異なり、付属書一の定めるすべての協定に調印することを求められているのであり、その上で手續上の優遇が与えられているだけであり、その点では格段に厳しい一律的規律に服したといえる<sup>23)</sup>。

## 5 DSBの紛争解決プロセス

### (1) 協議と斡旋その他の手續

加盟国は、自国の協議consultationsの手續の実効性を強化改善し(4-1)、自国が自国内でとった措置にたいして他の国が行う申立に好意的考

23) こうした事態をさして、柳は「途上国は自発的にWTO「体制内化」の道を選んだ」と指摘している。柳 赫秀(2000)「途上国の開発政策と通商問題—WTOにおける途上国の法的位相の変化を中心に—」『日本国際法学会年報』第9号, 137頁。

慮を払い、協議の機会を十分に与えることを約束しなければならない(4-2)。これはGATTの協議前置主義が踏襲されていることを意味している。ただし、他の加盟国からの協議の要請後10日以内に要請への回答を行い、30日以内に誠実に協議を開始する。それが実行されない場合は、協議要請国は、直接に小委員会の設置を要請できるとして(4-3)、協議を尽くしていないとして小委員会設置を引き延ばすガット時代にあった戦術を封じている<sup>24)</sup>。要請後60日以内に紛争を協議で解決できない場合も申立国は小委員会の設置を申請できる。協議は秘密で行われ且つ協議がいずれの加盟国の権利を侵害してはならない(4-6)。協議相手国が認める場合は60日以内でも申請できる(4-7)。緊急の場合(腐敗しやすい物品に関する場合等)<sup>25)</sup>は、要請後10日以内に協議を開始し、20日以内に紛争を解決できなかった場合に小委員会設置を申請できる(4-8)。この場合、小委員会、上級委員会も可及的迅速に手続を進める努力をする(4-9)。

協議要請は、要請国がDSBと関連する理事会、委員会に通報する義務を負っている(4-4)、加盟国は何かこの国と国との間で協議になっているか、なろうとしているかについては知りうる。協議に参加していない他の加盟国が、協議について実質的な貿易上の利害関係substantial trade interestがあると考えるときには、協議国およびDSBに協議参加希望を通報し、協議国が認めれば協議に参加することができる。認められない場合は、改めて上述の手続によって協議を要請することができる(4-11)。

協議の不調が直ちに小委員会設置要求に進む必要もない。紛争当事国は、いつでも斡旋、調停、仲介<sup>26)</sup>をDSB事務局長に対して要請でき、またそれ

24) 岩沢(1995) 39頁

25) 腐敗しやすい物品の例示以外に何が「緊急の場合」に相当するかについては明示されていない。また緊急の場合という申立をDSBが判断するのか小委員会が判断するのか、その申立を受入れなかったばあいの手続はどうなるのかについても明かでない。このことが了解成立時から指摘されている。谷口豊(1996)「WTO紛争手続と一方的措置—ケース・スタディー」『日本国際経済法学会年報』第5号(1996) 133-4頁。

26) 斡旋、調停、仲介がどのように他から区別されるかについての明文上の定義はあたえられていない。実際的に峻別されて使われていないようである。岩沢(1995) 40-42頁。

らを開始・終了できる(5-3)からである。協議要請後60日以内に斡旋・調停・仲介が進行している間は、小委員会の設置を要請できない。ただし、紛争当事国双方が合意する場合は60日以内でも設置要請できる(5-4)。また小委員会と並行して斡旋・調停・仲介の手続を進めることができる(5-5)。DSB事務局長は職務上当然の資格で*ex officio capacity*それらをおこなうことでできるとされており(4-6)、前述のように特に後発発展途上国に対してはそう振る舞うことを期待されている。

## (2) 小委員会の任務と構成

### 任 務

小委員会の任務function of Panelは、11条においてDSBの任務遂行の補佐であり、付託された問題の客観的な評価(問題の事実関係、対象協定の適用可能性及び適応性など)を行い、DSBの行う勧告又は裁定に役立つその他の認定other findingsを行うことにあるとされている。他方、同条で小委員会はまた紛争当事国と定期的に協議して、当事国双方が満足する解決を図る機会を設けなくてはならないとされており、単に司法的任務だけでなく、調停的任務をも期待されているとあってよい。

ここで重要なことは、小委員会の任務はあくまで「補佐」to assistだが、そこでの結論(報告案)が事実上DSBの勧告又は裁定を導くから「補佐」という語感以上の重みを持っていることである。つまり小委員会の報告案を覆すにはDSBが全員一致で反対することが必要であり、そうしたことはほとんどないと推定されるからである。なぜなら申立国あるいは被申立国が自国に有利な報告案に反対するとは考えられないから、全員一致の反対は通常成立しない。

### 構 成

DSBの機能は小委員会に依存するといって過言ではないから、DSB事務局は多数の有能な委員候補を常に控えにおいておく必要があり、出動の要請があれば直ちに候補の中から委員を選び小委員会を構成しなければ

ならない(8-4)。当然、小委員会の中立性を保持するために、紛争当事国及び問題に実質的利害関係を有する第3国の国民は委員にはなれない(当事国が合意すればなれる)(8-3)。こうした点は小委員会がより裁判的になったことから必要になった。小委員会の委員は、独立性を保持しつつ、多様な経歴経験を有する適格者<sup>27)</sup>で構成される(8-1, 2)。紛争当事国は事務局が提案した指名に原則反対できない(8-6)。委員の構成について小委員会設置後20日以内に当事国の合意が得られない場合は、DSB事務局長は所定の手続きを経て自らが最も適当を判断する委員を任命することによって構成を決定することができる(8-7)。ガット時代には構成(及び後述の付託事項を含め)について合意が得られないために小委員会が決まっても動き出すのに時間を要することが多かった<sup>28)</sup>。紛争が開発途上国と先進国との間のものである場合は、途上国から要請があれば、少なくとも一人は途上国出身の委員を含むことになっている(8-10)。小委員会は通常3人の委員で構成されるが、紛争当事国が合意すれば5人に増やすことができる(8-5)。

加盟国は、自国の公務員が小委員会委員を務めることを約束しなければならないが、自国の委員に指示及び影響力を与えてはいけない。もちろん委員は個人としてのみ従事するのである(8-8, 9)。

#### 専門家検討部会

小委員会は決して万能ではないから、加盟国当局にその旨通報した後、その国の個人、団体に対して情報及び技術上の助言を求めることができる。加盟国は、情報提供に迅速且つ完全に応じるべきshouldであるとされている。小委員会は、提供された秘密の情報は同意なしに開示できない(13-1)。また小委員会は専門家とも協議できるし、設置されている専門家検討部会<sup>29)</sup>から助言報告を受けることもできる。小委員会での審議は秘

27) 小委員会の委員経験者、同陳述経験者、各国ガット代表経験者、対象協定(旧協定を含む)の理事会・委員会の各国代表経験者、事務局勤務経験者、国際貿易に関する法律・政策について教授し著作のある者、各国の貿易政策を担当する上級職員経験者。

28) 5ヶ月くらいかかるのが普通だったとしている。岩沢(1995)100頁。

密confidentialである(14-1)。報告書で各委員の表明は匿名でしか行えない。

### (3) 小委員会への付託事項と手続

#### 付託

小委員会は、DSBの議事に設置要請が掲げられた会合（要請があれば15日以内にそのために会合が開かれる）でコンセンサス方式で設置しないと決定されない限り、遅くとも次の会合では設置される(6-1)。したがって、要請に際して提出される協議の事実、問題となっている措置、申立の法的根拠などの書面に瑕疵がない限り小委員会の設置を阻む条件は基本的でない。ガット時代であれば、理事会で紛争相手国が小委員会設置に反対すれば、設置要請が成立しなかったが、DSBではそうしたことは発生しない。この点でより裁判的に変わったといえる。

小委員会設置が決まっても小委員会が何を検討するのかが決まらなると小委員会は動き出せない。その「何を検討するのか」が付託事項である<sup>30)</sup>。付託事項を定める権利については、小委員会議長がDSBから与えられているが、紛争当事国と協議の上で行うことが必要である(7-3)。小委員会設置後、20日以内に紛争当事国が別段の合意をしない限り、DSBに付

29) 付属書4 専門家検討部会は、問題となっている分野の専門的な能力経験を有する者のみで構成される部会で、小委員会の権限下に設置され、小委員会からの付託事項について同委員会へ報告書を提出する。紛争当事国の国民は部会委員には、特別の事情（余人をもって代え難い）がないかぎりなれない。部会は、小委員会と同様に、加盟国へ通報後、個人、団体に対して情報、技術上の助言を求めることができる。当事者および当事国の同意なしに秘密情報の開示ができないのも同様である。小委員会へ報告書を送る際には紛争当事国にも同時に送付する。

30) 付託事項は次のように厳密に規定されている。付託事項とは「(紛争当事国が引用した対象協定の名称)の関連規定に照らし(当事国の名称)により文書(文書番号)によって紛争解決機関に付された問題を検討し、及び同機関が当該協定に規定する勧告又は裁定を行うために役立つ認定を行うこと」ことである。“To examine, in the light of the relevant provisions in (name of the covered agreement(s) cited by the parties to the dispute), the matter referred to the DSB by (name of party) in document...and to make such findings as will assist the DSB in making the recommendations or in giving the rulings provided for in that/those agreement(s)”.

託された事項terms of referenceは小委員会の所管に移る(7-1)。どうした問題が小委員会へ付託されているかは、加盟国にすべて知らされるから(7-3)、紛争が秘密裏に処理されることはない。

付託事項が何であるかはきわめて重要である。特に違反申立については対象協定の関連規定に照らして違法かどうかの判断を下し、違法となれば当該措置を対象協定に適合するように勧告するのであるから、法的判断を下す裁判と何ら変わらない<sup>31)</sup>。

### 手 続

複数の加盟国が同一の問題で小委員会の設置を申立てた場合は、可能な限り単一の小委員会を設置する(9-1)が、申立国が要請する場合は、それぞれの申立国別の報告を提出する(9-2)。小委員会に付託された問題について実質的利害関係を有して、DSBにその旨を通報した加盟国(第3国)は、小委員会において意見を述べる権利がある<sup>32)</sup>。意見は小委員会の報告書に反映される(10-2)。第3国は、既に小委員会にかかっている措置が自国の利益を無効にしまたは侵害するときは、通常紛争解決手続を利用することができ、可能であれば、当該小委員会に付託することができる(10-4)。

ガット時代から紛争処理の迅速化は重要課題であり、取極めを行い実践もしてきている。DSBでの手続規定はそれらの経験を集約したものである。小委員会の報告の質を高めるために手続は弾力的であってよいが、そこでの検討の進行を不当に遅延させてはならない(12-2)とされており、小委員会の手続については詳細に規定されている<sup>33)</sup>。小委員会の構成、付託

31) 非違反申立については岩沢は「小委員会は、被申立国の措置が合法だとしても、それによって申立国の利益が無効化されたかどうかを、WTOにおける慣行上示されてきた要件に照らして認定することが求められる。(したがって)その判断もすぐれて法的である」としている岩沢(1995)97-98頁。

32) 実質的利害関係とは、モノの貿易であれば、被申立国の輸入シェアに首位またはそれに次ぐようなシェアをもつ場合を指すのであるが、第3国としての参加は広く認められている点からすれば(岩沢(1995)111頁)、実質的利害関係も広く解されているといえる。

事項の合意後、できれば1週間以内に検討日程を決めること(12-3)、紛争当事国の意見提出、陳述についても期限を定めて進行するように指揮することが定められている(12-5)。小委員会での検討期間(構成・付託事項合意日から最終報告の紛争当事国への送付日まで)は、原則として6ヶ月を超えないこと、緊急の場合(腐りやすいものの場合)はそれが3ヶ月以内を目標とすること(12-8)、いかなる場合でも9ヶ月を超えることはできないとされている。ただし開発途上国がとった措置に係わる協議は延長することができる。また途上国に対する申立についても途上国に十分な立論準備期間を与えることになっている(12-10)。

#### (4) 中間報告と最終報告

報告は裁判における判決と類似した形式をもっている。I「はじめに」は、小委員会設立経緯、II「事実の側面」は、事実概要説明、III「当事国の主要な主張」は、主張の項目別整理、第3国が参加している場合はIV「関係第3国の主張」がおかれる。V「認定」は小委員会の法的判断が示され、VI「結論」では、DSBに対する勧告が提示される<sup>33)</sup>。小委員会では紛争当事国の口頭または書面での反論が終わると、報告案の作成に入るが。まず報告案の事実及び陳述に関する説明部分を当事国に送る(15-1)。当事国は小委員会が指定した期間内に自国の意見を書面で提出する。それをまっけて小委員会は、説明部分と小委員会の認定と結論からなる中間報告interim reportを作成送付する(15-2)。中間報告に対して、紛争当事国から中間報告の特定箇所を検討するよう要請があれば、その箇所の検討のために、小委員会は追加的な会合を開催する。要請がなければ、中間報告がそのまま最終報告final reportになる。最終報告書の認定には、中間段階での陳述の議論を含める(15-3)。報告の起草に紛争当事国が関与することは許されない。

33) 付属書III参照。

34) 岩沢(1995) 114頁。

最終報告書は加盟国に直ちに送付されるが、DSBは、加盟国に十分な検討期間を与えるために、送付後20日間は報告書の検討をしない(16-1)。小委員会報告書へ異議のある加盟国はDSBの最初の検討会議の10日前までに異議理由書を提出する(16-2)。紛争当事国は報告書の検討に十分参加する機会を得ることができる(16-3)。DSBは、報告書送付後60日以内に、報告書の採択を行う。ただし紛争当事国が上級委員会へ申立を行う意志を通報した場合またはDSBが当該報告を採択しないことをコンセンサス方式で決定した場合は、この限りではない(16-4)。

報告書は次のような特徴を持つ。当事国が主張しなかった問題や被申立国が反論しなかった論点は取り上げない。報告案を迅速に作成するには避けられないからである。被申立国の措置の合法性の認定のための審査については、国内当局が行った事実評価を見直すかのかどうかの問題がある。小委員会が当事国の国内当局が行った以上の事実認定調査を実施できるとは実際上期待できない以上、当該当局の事実認定の適切性、評価の公平性、客観性の審査基準からその評価を優先することは、ダンピング防止協定(17条6項)では明文化されているが、了解については存在していない。<sup>35)</sup>

違反申立に対して小委員会が違反を認定したときには、報告の結論は当該措置を当該協定に適合させるように勧告する(19-1)。具体的には違反措置をただちに撤回することである。もっとも撤回することが困難な場合も想定して、その勧告が実施しうる方法を提案することができるとしてある。非違反申立<sup>36)</sup>に対して、利益の無効化・侵害を認めた場合は、当該関係国相互が満足する調整をするように勧告する(26-1-(b))だけである。違反しているわけではないので、被申立国に当該措置の撤回義務はない。

報告書は当然、それだけでは何の効力ももたない。DSBがそれを採択してはじめて効力を持つ<sup>37)</sup>。報告の不採択は、コンセンサス方式で決定するので、事実上報告書の結論はDSBの結論と等しい。違反を認定し、撤回

35) ウルグアイ・ラウンドでは、米国は国内当局の事実認定優先を主張したが、了解に明文化する点では合意を得られなかった。岩沢(1995) 115-16頁。

を勧告しても、当該協定に定められた権利・義務を追加あるいは削減することはできない(19-2)とされているので、協定に規定していない限り、過去に遡って違反措置が生み出した損害を求償するといった勧告をDSBが行うことはあり得ない。

### (5) 上級委員会の機能

DSBは常設の上級委員会Appellate Body<sup>38)</sup>を設置している(17-1)。これはガット時代の紛争処理とは異なった点である。ガット時代は小委員会がいわば「最終審」であり報告が「最終判決」であった代わりに、報告採択を遅延さすなどの手段を締約国に残していた。DSBでは小委員会報告は前述のようにネガティブ・コンセンサスがあるので自動的に採択されるから代償に「控訴審」を置いたと理解できる。

上級委員会は小委員会が取り扱った問題についての申立(控訴)を審理する。紛争当事国のみが申立をすることができ、小委員会とは異なり実質上の利害関係国は申立はできない(意見を述べることができる(17-4))。また申立も小委員会報告の法的問題、法解釈に関してだけであって、事実認定問題は申し立てできない(17-6)。二審制であるから、申立国は報告

36) 米国が日本に対して行った有名な非違反申立として日本の写真フィルム市場における系列支配、市場の閉鎖性が米国の利益を無効化・侵害しているとする申立がある。この紛争はWTO設立後初めての日米間の非違反申立紛争であったため多くの注目を集めた。小室程夫(1999, 2000)「WTOの非違反申立手続」上下、『貿易と関税』1999年12月号, 42-57頁, 2000年1月号, 110-133頁。田村次郎(1999)「WTOにおける「貿易と競争」のゆくえ—日米フィルム事件が残した課題—」『日本国際経済法学会年報』8号, 79-105頁, 間宮 勇「内国民待遇と制限的商慣習—日米フィルム事件を素材として—」『日本国際経済法学会年報』8号, 61-78頁, 参照。鈴木将文(1998)「日米フィルム紛争の経緯と意義」上中下、『NBL』NO.644, 18-25頁, 646, 44-55頁, 650, 56-64頁。滝川敏明(1997)「政府と企業による参入制限とWTO—日米写真フィルム紛争を巡って—」、『貿易と関税』1997年10月号, 38-56頁参照。

37) 報告の(法的な)効果をどのように評価するかについては議論がある。田村次郎/飯野文(1999)「GATT-WTOの紛争処理 パネル報告の法的効果」、『貿易と関税』1994年4月号, 60-77頁, 参照。

38) Appellateの訳語としては「控訴」、「上訴」が本来であり、したがって控訴機関とした方がより適訳である。小委員会に対応して上級委員会を政府公定訳としたのであろうが、米国とは異なりDSBを司法的機関より調停的機関として捉えたいという日本政府の立場をも反映していると思われる。

の結論を無条件で受諾しなければならない(17-14)。最も逆に上級委員会には申立却下権限も小委員会への差戻し権限もない。

上級委員会は、紛争当事国が申立の意志を通報した日から60日以内に、小委員会報告の支持・修正・取消しを内容とする報告を送付しなければならない(17-5)。DSBも、上級委員会の報告送付後30日以内に採択することになっているから、申立から90日以内に結論が出る<sup>39)</sup>。

上級委員会は7人で構成され、一つの問題の委員をその内の3人が務める。上級委員は法律、国際貿易、対象協定の分野の権威ある専門家が4年任期(再任まで)で務めることになっている(17-2)。上級委員会への申立は、DSB設立以前に予想した以上に増えている。国内の利害関係者は小委員会「敗訴」の結論を自国政府が控訴もしないで受け入れることを許さないし、政府当局も控訴しないことで行政責任を問われかねないので、控訴の道を当然探るからである。このため、上級委員会は煩忙になり、規定された期間での審理が困難になっている。そのため改善が必要になっている<sup>40)</sup>。

## (6) 勧告・裁定とその監視

DSBが報告を採択しても関係当事国がその勧告又は裁定を実施しなければ、効果的な紛争解決をしたことにならない。GATTには報告の実施を担保する規定はないために、ガットでは実際上の必要から報告実施状況を監視する制度を追求してきた。1982年ガット閣僚宣言で理事会が定

39) 検討手続については、上級委員会がDSB議長及び事務局長と協議してこれを作成するとしている(17-9)。その手続については1996年2月に「上級委員会の検討手続」として採択されている。松下満雄監修/川島富士雄訳(1996)「WTO上級委員会の検討手続」、『国際商事法務』Vol.24, No.810-821頁、参照。

40) 控訴要件の厳格化、上級委員会への却下権限、差戻し権限の付与、上級委員会体制の強化などを検討課題としている。川島富士雄(1998)「WTO上級委員会に関する手続法上の争点」公正貿易センター(1998)『WTO紛争解決手続の改正提案の検討』同センター、38-40頁。また上級委員会の実際については松下満雄(2000)「WTO上級委員の任務を終えて」『貿易と関税』2000年6月号26-35頁、参照。

期的に監視することを決め、1989年「中間改善」からは報告6ヶ月後からは自動的に理事会議題入りすることになった<sup>41)</sup>。了解(21条 勧告及び裁定の実施の監視Surveillance of Implementation of Recommendations and Rulings)では、DSBが勧告または裁定の実施を監視することになっている(21-6)。実施問題the issue of implementationは、報告実施のための妥当な期間の決定日から6ヶ月後のDSBの会合の議事agendaにあげられ、解決されるまで引き続くことになっており、関係国は会合の10日前には実施の進展状況について書面で報告をしなければならない(同)。

関係加盟国は、まず小委員会または上級委員会の報告が採択された日から30日以内に開かれるDSBの会合で、勧告・裁定の実施について自国の意志を通報しなければならない。勧告・裁定を速やかに実施できない場合は、妥当な期間を与えられることが規定されている(21-3)<sup>42)</sup>。小委員会設置日から妥当な期間決定日までの期間は原則として15ヶ月を超えてはならず、延長する場合でも18ヶ月を超えることはできない(21-4)。報告に従ってとられた措置について、関係国間で意見の相違(例えば、措置が不十分であるとか、対象協定に適合していないとか)がある場合は、また了解の紛争解決手続に沿って解決することになるが、小委員会設置申立を行う際には最初に当該報告を取り扱った同じ委員会に意見の相違を付することが望ましいとされている(21-5)。

問題が開発途上国から提起された場合、DSBはいかなる措置をとり得るかについて検討すること(21-7)、申立てられた措置の貿易に関する側面だけでなく、関係開発途上国の経済に及ぼす影響も考慮に入れることを約束している(21-8)。

41) 岩沢(1995)148-9頁。

42) 妥当な期間は次のいずれかの期間である。(a)関係加盟国が提案する期間でDSBが承認した期間、(b)承認がない場合は勧告・裁定採択後45日以内に紛争当事国が合意した期間、(c)合意がない場合は、90日以内に拘束力ある仲裁によって決定される期間。ただし仲裁人によって勧告を実施するために与えられる期間は15ヶ月を超えるべきではないとされている(21-3-(a)(b)(c))。

## (7) 代償と対抗措置

勧告及び裁定が適切な期間内に実施されない場合に一時的手段temporary measuresとして利用されるのが代償Compensationの提供、又は譲許の停止Suspension of Concessionである(22-1)。関係加盟国は、対象協定に適合しないと認定された当該措置を是正できないとき、または適切な期間内に勧告・裁定に従うことができないとき、相互に受け入れることができる代償提供のために当該適切な期間満了までに申立国と交渉を開始する。代償は「任意に与えられるもの」(22-1)であるから、なにを代償にするかについてはDSBは係わらない。代償は対象協定に適合するものであればよい。

妥当期間満了後20日以内に満足すべき代償について合意が得られない場合、申立国は、関係加盟国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の適用停止の承認をDSBに申請し(22-2)、これが認められたらはじめて実施できる。GATT23条2項も「締約国団は、事態が重要であるためそのような措置が正当とされると認めるときは、…譲許その他の義務…の適用の停止を許可することができる」としており、それを継承しているといえる。これらの譲許や義務の停止がいわゆる対抗措置countermeasureである。ただガットにおいてはその許可はコンセンサス方式で決定されたから、その対象たる締約国は許可を容易に阻むことができたが<sup>43)</sup>、DSBにおいては、承認申請はネガティブ・コンセンサス方式で決められるから(22-6)、実際には申請に至るような状態になれば、一方的措置は自動的に認められるようになった。DSBは、その他の場合でも適切な期間満了後30日以内にその停止を承認しなければいけないから(同)、きわめて対抗措置の発動は迅速になっている。それは米国の一方的措置を封じるための他の加盟国の大きな譲歩であった<sup>44)</sup>。

対抗措置は、対象協定全域に及ぶ広範囲ないわゆるクロス・セクトラル・

43) ガット時代に対抗措置が許可された例は1件しかなかった。岩沢(1995)154-5頁。

リタリエーションcross sectoral retaliation (「たすき掛け報復」) を認める点が特徴である。発展途上国はつよく反対したが、たすき掛けの原則順序など厳密な手続を定めることによって妥協が計られた。譲許・義務の停止の原則は次の通りである。

申立国は、(a)違反その他無効化または侵害があると認定された同一の分野で停止を試みる。(b)それが不可能あるいは効果がないと認める場合は、同一協定<sup>45)</sup>の他の分野<sup>46)</sup>で試みる。(c)それでもなお不可能あるいは効果がなく且つ事態が重大と認める場合は、その他の対象協定において停止を試みることができる(22-3)。譲許・義務停止の程度は、無効化・侵害の程度と同程度でなければならない(22-4)。

停止の程度または上述の停止の原則に関して関係加盟国から異議が唱えられた場合は、仲裁arbitrationに付されることになっている(22-6)。仲裁については25条で関係国の合意によってのみ行われると規定されているが、22条の仲裁移行については25条4項もこれを認めている。仲裁は期間満了後60日以内に完了しなければならないし(22-6)、仲裁は最終的なものとして受け入れなければいけない(22-7)。以上の紛争解決に関する規定は、加盟国領域内の地方政府機関の措置に関しても適用されるので、加盟国政府は妥当な措置をとる義務がある(22-9)。

44) この点について岩沢は「全体としていえば、WTOによる対抗措置の統制は以前より弱くなったといってよい。ガット23条2項に基づく対抗措置は1994年了解によってその性格を変え、被害国の一方的な判断に基づいてとられる一般国際法の対抗措置により近くなったといえよう」と述べている。157頁。

45) 物品に関しては付属書一Aに掲げる全ての(強制)協定全体を一つの協定とする。紛争当事国が複数国間貿易協定(任意協定)の締約国間である場合はその協定を含む。サービスに関してはサービス貿易一般協定、知的所有権に関しては貿易関連知的所有権協定をそれぞれ一つの協定とみなす。

46) 分野の規定については、22-3-(f)参照。物品に関してはすべての物品を一つの分野、サービスに関しては現行「サービス分野分類表」に明示されている主要な11分野それぞれを一つの分野とする。貿易関連の知的所有権に関しては、知的所有権協定に規定する各種類の知的所有権等をそれぞれ一つの分野としている。

## おわりに

WTO設立から今日まで(2001年2月現在), DSUによる紛争案件は総数225件に上っている。その大部分はすでに終了しているが, かなりはまだ2国間協議の段階にあり, 少数がパネルあるいは上級委員会にかかっている。依然として主要な協議申請・申立国は米国とECであり, 全体の6割を占めているが, それでも発展途上国の協議申請・申立も3割近くになっており<sup>47)</sup>, DSUが国際経済紛争解決の一般ルールとして受け入れられてきていることを示している。それは紛争解決のpower basedからrule basedへの移行として<sup>48)</sup>, 歓迎すべきことであることはまちがいない。

他方, メガコンペティションの世紀と特徴付けられる今日, WTOがより包括的なルールの提起と活動を求められる反面, それへ対応仕切れぬ事実もより鮮明になりつつある。それは時期ラウンドへの合意を得る予定であった昨年11月のシアトル開催の閣僚会議が失敗に終わったことに象徴されている。DSBに関して言えば, 今後は非貿易関心事項(環境政策, 労働政策, 競争政策等)<sup>49)</sup>への判断をいっそう求められることになろうが, そのためにはDSUの改訂とDSBの強化が必要になろう。それが加盟国の認めることになるのかどうかはまったく不明である。(11/100)

47) 通産省『2001年版 不公正貿易報告書』, 519-541頁, 参照。各手続段階に沿って, 申立案件の処理を分析したものとして, 笠井久司(1998)「紛争解決の数量的分析」, 『貿易と関税』1998年8月号, 47-63頁, 津久井茂充(1999)「WTO設立4年半に見る紛争解決の状況」, 『貿易と関税』1999年10月号, 105-131頁, 参照。

48) 通産省『2001年版 不公正貿易報告書』, 519-541頁, 参照。

(注) 鈴木庸一(1998)「WTO紛争処理の実践と課題」, 『日本国際経済法学会年報』第7号, 1998年, 126頁。

49) 荒木一郎(2000)「紛争解決手続における非貿易関心事項の取扱」, 『日本国際経済法学会年報』第9号, 2000年, 107-119頁, 参照。